

光明小学校 危機管理マニュアルⅡ

2026(R8)年度版

※ 本マニュアルは岸和田市「危機管理マニュアル作成の手引き」（第10版）に基づき作成したものである。

岸和田市立光明小学校

目次

第1章 危機管理マニュアルについて

- 1 本マニュアルの目的及び法的根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
- 2 関連計画・マニュアル等との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
- 3 危機管理マニュアルの作成・見直し・改善・・・・・・・・・・P. 3
- 4 作成のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4

第2章 事前の危機管理

- 1 体制整備（連絡体制・下校措置・職員動員体制・緊急事案発生時の連絡網）・・P. 5
- 2 点検（危険箇所・情報共有）・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 8
- 3 避難訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 9
- 4 教職員研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.10
- 5 安全教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.10

第3章 個別の危機管理

- 1 事故等発生時の対応の基本（救急連絡体制・応急手当の留意点一次救命処置）・・P. 11
- 2 頭頸部外傷への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 13
- 3 熱中症への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 14
- 4 食物アレルギーへの対応(緊急時の対応手順)・・・・・・・・・・P. 15
- 5 食中毒および感染症発生時の連絡体制・・・・・・・・・・P. 20
- 6 害虫・害獣への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 21
- 7 不審者侵入への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 22
- 8 登下校時の緊急事態への対応（不審者・行方不明者）・・P. 25
- 9 交通事故への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 26
- 10 気象災害への対応（気象警報・雷）・・・・・・・・・・P. 27
- 11 地震・津波への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 28
- 12 新たな危機事象への対応（Jアラート・犯罪予告・テロ）・・P. 30
- 13 支援が必要な幼児児童生徒における留意点・・・・・・・・・・P.31

第4章 事後の危機管理

- 1 安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 32
- 2 引き渡しと待機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 33
- 3 教育活動の継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 35
- 4 心のケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 36
- 5 調査・検証・報告・再発防止等・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 37

1 章 危機管理マニュアルについて

1 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、学校園における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1校に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

2 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、学校園における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、学校園におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。

なお、本校は南海トラフ地震防災対策推進地域内で南海トラフ地震に伴う津波被害が想定される地域に指定されていないが、参考のため、南海トラフ地震防災対策特別措置法についても記載しておく。

根拠となる法令	対象となる学校	策定すべき計画
消防法 第8条第1項	収容人員 50 人以上の学校	消防計画
南海トラフ地震防災対策特別措置法第4条第1項	南海トラフ地震防災対策推進地域内で南海トラフ地震に伴う津波被害が想定される地域に存する施設	消防計画

※避難確保計画の作成は義務であり、それに伴う避難訓練を年1回実施することも義務付けられている。

3 危機管理マニュアルの作成・見直し・改善

・ 学校教育活動にかかわる危機には様々なものがあり、対応はそれぞれ異なる。そのため、各学校園では危機管理マニュアルを作成し、事故等が発生した際には、教職員が的確に判断し、対応できるよう教職員の役割を明確にするとともに、児童生徒等の安全確保に必要な事項を、あらかじめ全教職員が共通理解しておく必要がある。また、保護者や地域、関係機関にも周知するなど、事前の安全確保の体制整備が大切となる。

・ マニュアル作成後も、作成したマニュアルが実際に機能するかどうか、訓練の結果を踏まえた検証・見直し・改善を繰り返していくことが重要である。よって、本校園の危機管理マニュアルはその基礎となる第Ⅰ部の本編と、毎年見直していく第Ⅱ部に分け、改善を行っていく。

○作成のポイント

□ 各学校園の立地する環境や学校規模、年齢や通学の状況等を踏まえ、各学校園の実情に応じて想定される危険が明確になっているか。

（例）●日常的な学校管理下の事故（体育や部活動の事故、頭頸部外傷、熱中症、食物アレルギー等、死亡や障害を伴う重篤な事故等）

●犯罪被害（不審者侵入や略取誘拐等、通学通園中を含め児童生徒等の安全を脅かす犯罪被害）

●交通事故（通学通園中、校外活動中の交通事故）

●災害（地震・津波や風水害、土砂災害等による被害）

●その他の危機事象（学校への犯罪予告、弾道ミサイルの発射等）

□ 危険等発生時にどう対処し、いかに子どもの生命や身体を守るか検討しているか。

□ 「事前」・「発生時」・「事後」の三段階の危機管理を想定して、安全管理と安全教育の両面から取組を行っているか。

□ すべての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図っているか。

□ 家庭・地域・関係機関と連携した安全確保の体制整備を行い、協働して避難訓練等が実施されているか。

○見直し・改善のポイント

□ 施設・設備や通学路、児童生徒等の状況に変化はないか。

□ 防災避難訓練や研修等で、問題点や課題の発見はなかったか。

□ 自校で発生した先行事例や他校の事例等から、自校で不足している項目はないか。

【学校保健安全法】

第 29 条（危険等発生時対処要領の作成等） 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」と言う。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

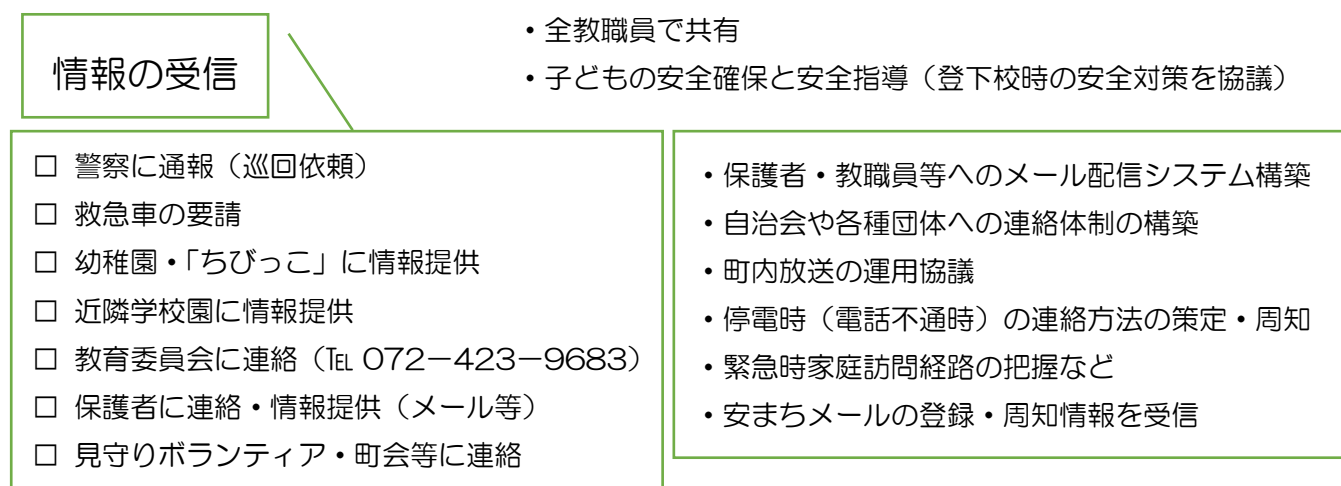
第2章 事前の危機管理（未然に防ぐ）

1 体制整備

（1）学校における体制整備

- ・想定される危険等を明確にして、体制整理をする。
- ・各危険等に対する、「事前」、「発生時」、「事後」の危機管理に応じた体制を整備する。
- ・教職員の役割分担や情報収集・伝達方法を明確にしておく。
- ・教職員の共通理解を図り、機能的で実践的な体制整備を行う。
- ・支援を必要とする児童生徒等への配慮事項を全教職員で共通理解を図る。
- ・危機発生時の連絡体制を構築しておく（＊1）。
- ・危機発生時の事態の重大性に応じてランクを作り下校措置を作成する（＊2→p.6）。
- ・事態の重大性に応じて、課業時間外の職員動員体制を整備しておく（＊3→p.6）。

基本的な連絡体制について（＊1）



【安まちメールの登録】

安まちメールは、ひったくり、路上強盗、子供や女性に対する被害情報、特殊詐欺等情報、公開手配情報、重大事件発生情報、犯罪等注意報を、警察署からリアルタイムにお知らせする情報提供サービスのこと。

※素早く連絡をとるため、あらかじめ決められた担当者によって役割分担する。

（2）家庭・地域・関係機関との連携

- ・連携体制づくりについては、例えば学校協議会や市民協議会等で学校安全の観点を取組みに入れた学校運営について話し合ったり、地域ぐるみの交通安全・防犯・防災の取組みについて協議・共有したりするなど、地域の関係者との意見交換や情報共有を日常的に行うことが大切となる。
- ・事故等を未然に防ぐため、保護者（PTA）や地域住民、見守りボランティア、警察、教育委員会等と連携し、不審者情報等についての迅速な情報共有や見守り活動の充実、「子ども110番の家」の協力など、一体となった体制づくりを推進する。
- ・事故等の発生時に保護者の引率による集団登下校や保護者への引き渡しを行うことも考えられる。事前に学校における安全確保対策や引き渡し方法、引き渡し場所などを保護者や地域のボランティア団体等に周知しておく。

下校措置について（＊２）

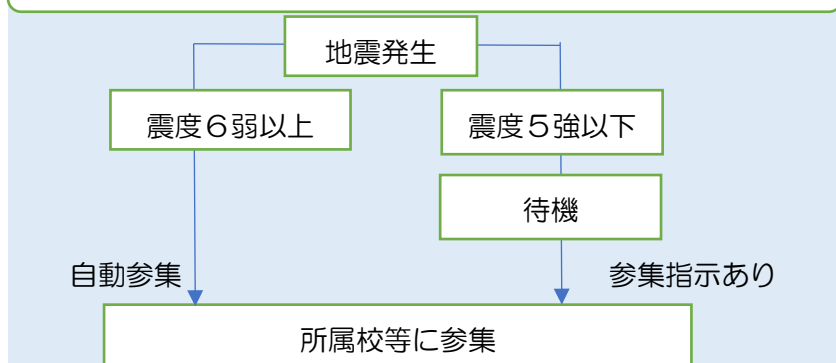
分類	想定される事態	対処方法
ランク１	大雨や暴風など、状況の悪化が予測される場合	活動を中止して、全員下校させる
ランク２	不審者の徘徊や災害等で児童生徒等の安全確保が難しい場合	職員引率のもと、町別グループで一斉下校させる
ランク３	大規模な災害等で、集団下校でも児童生徒等の安全確保が困難と判断した場合又は警察等からの指示で下校を止められた場合	保護者に迎えにきてもらう （学校園待機・保護者への引き渡し・関係機関の協力依頼 等）
ランク４	校区内や近隣で凶悪犯が出没、潜伏、徘徊の情報を得た場合、特別警報や暴風警報等の発令時、地震等により、通学時に児童生徒等の安全確保が必要と判断した場合	授業時間の繰上げ又は繰下げ （学校園待機・保護者への引き渡し・関係機関の協力依頼 等）

※保護者が自宅に不在の場合等には、学校園で一時的に保護するなど、児童生徒等の安全確保に留意する。

災害応急対策に伴う職員動員体制について（＊３）

分類	配備体制要件	参集職員数	職員
警戒態勢	災害のおそれがあるが、時間や規模等の推測が困難なとき (例：震度４、気象警報等)	市教委の指示があった場合(管理職)	校園長・教頭
A号体制	小規模の災害が発生したとき (例：震度４、津波警報、気象警報 等)	管理職並びに校園長の判断する教職員（職員の４分の１）	校長・教頭・首席・学校園近隣在住の職員
B号体制	中規模の災害が発生したとき（例：震度５弱以上、特別警報等）	管理職並びに校園長の判断する教職員（職員の２分の１）	校長・教頭・首席・学校園近隣在住の職員・学年主任・幼稚園主任・養護教諭・防災担当等
C号体制	規模な災害が発生したとき (例：震度６弱以上※２、特別警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員（全職員）	全職員

（例）早朝・夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合

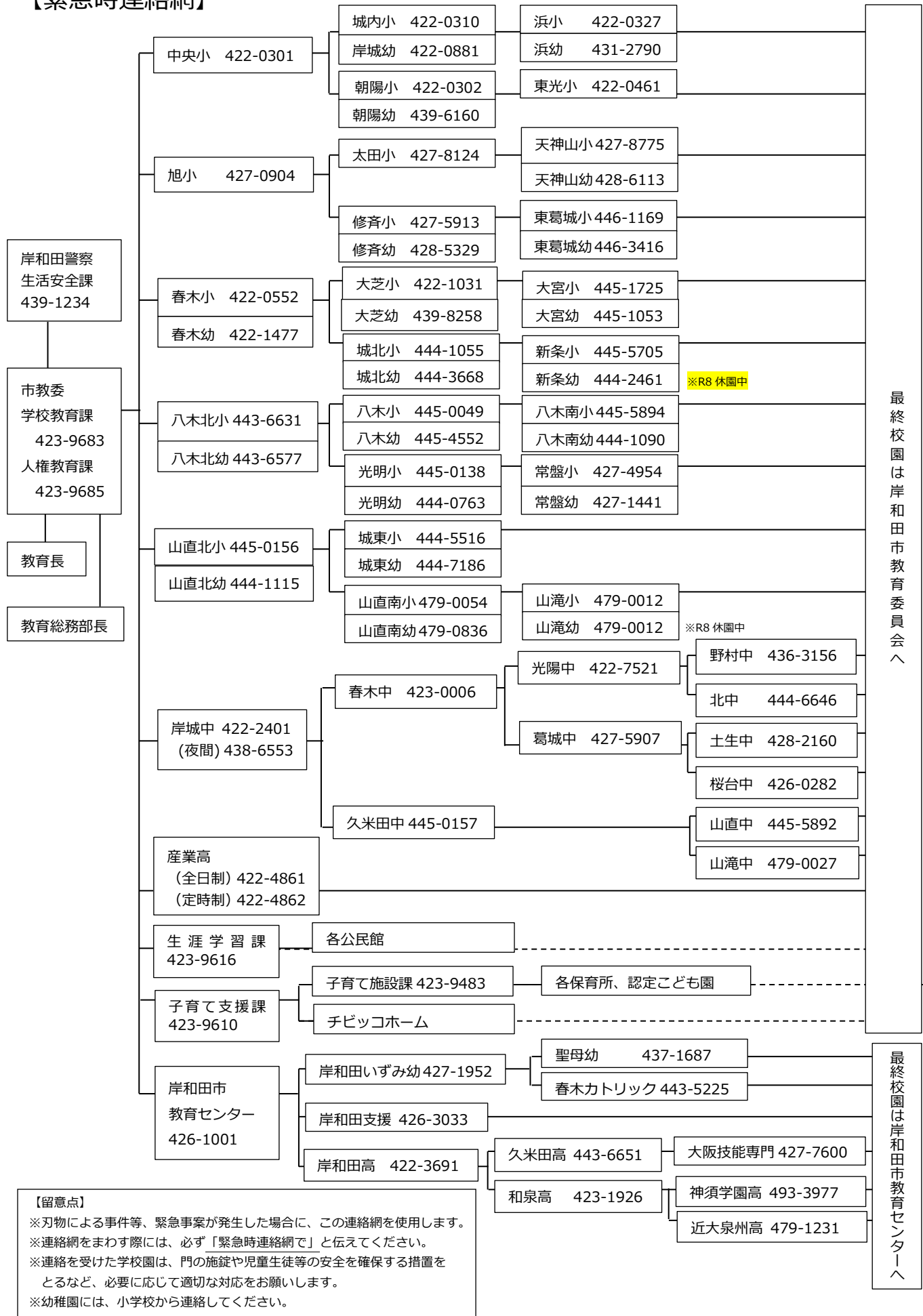


※ 参集後は、児童生徒等の安否確認(P.32) や避難所協力及び学校再開のための準備(P.35) 等にあたる。

※１岸和田市地域防災計画（令和６年７月）の災害応急対策編を参考に、職員動員体制の整備を図る。

※２震度６弱以上の地震が、早朝・夜間・休日等の勤務時間外に発生した場合は、自宅や家族の安全を確認したうえで、参集の連絡がなくても所属校に参集するなど、各学校園において事前の体制整備に努める。

【緊急時連絡網】



2 点検

(1) 危険箇所の抽出

- ・不十分な安全点検により、児童生徒等が大きなけがを負う事故が起きている。「大丈夫だろう」ではなく、「もしかしたら…」という視点で抽出することが大切である。
- ・過去に校内で怪我をした場所やヒヤリハットを経験した場所、声掛け事案が発生した箇所、大雨で水路が氾濫した箇所等について、教職員・児童生徒・保護者・地域の関係者等から情報を集めたり、保健室のデータを分析したりして、重点的に対策を講じる箇所を絞り込んでいく。
- ・下記の点検の視点等を参考にして、学校施設内及び通学環境内における、事故等と結びつく環境条件を見出すなど、定期的・臨時的・日常的に点検を行う。
- ・非構造部材の異常の早期発見のため、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を活用し、継続的な点検を実施する。
- ・「学校における安全点検要領」等を参照した取り組みを進める。

学校保健安全法施行規則第 28 条 「每学期 1 回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的行わなければならない。必要があるときは、臨時に安全点検を行うものとする。」

【施設・設備等の点検例】

防犯の視点	交通安全の視点（通学路）	防災の視点	校内事故防止の視点
☐ 不審者侵入防止用の設備 ☐ 警報装置、監視システム、通報機器等の作動 ☐ 避難経路の複数確保 ☐ 出入口の施錠状態 ☐ 通学路にある犯罪発生条件（死角・外灯の有無など）	☐ 歩道や路側帯の整備状態 ☐ 車との側方間隔 ☐ 車の走行スピード ☐ 右左折車両のある交差点 ☐ 見通しの悪い交差点 ☐ 側道施設の出入口 ☐ 渋滞車両・駐車車両の存在	☐ 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 ☐ 書棚・家具等の壁・床への固定 ☐ 警報装置や情報機器等の作動 ☐ 避難経路・避難場所 ☐ 通学路にある災害発生条件（土砂災害・洪水など） ☐ 遊具等の劣化	☐ 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 ☐ 体育館の床板等の建材・遊具等の劣化 ☐ 窓・バルコニーの手すり等の点検 ☐ 防火シャッター等の点検

【参考】『学校における転落事故防止のために』（文部科学省 平成 20 年 8 月）

『学校における固定遊具による事故防止対策』調査研究報告書（日本スポーツ振興センター 平成 24 年 3 月）

『学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック』（文部科学省 平成 27 年 3 月改訂版）

(2) 危険箇所の分析

- ・関係者と合同点検を実施するなど、複数の目で危険箇所を視察し分析する。
- ・校園内・通学路上の危険箇所において、児童生徒等がどのように振る舞っているのか観察し、改善すべき環境条件と指導上の課題を見出す。

(3) 危険箇所の管理と組織体制

- ・危険箇所については、児童生徒等への指導や見守り活動により具体的な対策を立てる。
- ・物理的な環境の改善策には、予算を伴うものが多いので、教育委員会や通学路安全推進会議、学校協議会、市民協議会等において協議するなど、関係機関と連携して組織的に推進する。

(4) 事故等情報の共有

・学校の事故等に関しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付オンライン請求システム」から、自校で起きた過去の事例を閲覧することが可能であり、他校の死亡・障がい事例に関しては、一般公開されている「学校事故事例検索データベース」や「学校の管理下の災害」（毎年発行冊子）等から事例を収集することが可能である。各学校園においては、先行事例と同様の事故等が発生しないよう、これまでの情報を収集するとともに、校内で発生した事故や「ヒヤリハット事例」についても教職員間で共有し、重大事故が発生する前に対策を講じる。そのために、普段から小さな事案を見逃さず適切に対策を講じることが、重大事案を防止するうえで重要であることを全教職員と共有し対策にあたることとする。

【参考】『学校事故対応に関する指針』（文部科学省 令和6年 3 月）



市内小中学校で生じた事故における被害児童生徒の怪我の写真（学校・保護者より提供）。写真で残し共有することで、事故の重大性を理解しあい、二度と起こしてはならないという気持ちで対策にあたることができる。

3 避難訓練

- ・避難訓練は危険等発生時に危機管理マニュアルに基づく教職員の役割の確認を行うとともに、児童生徒等が安全に避難できるよう実践的な態度と能力を養うことを目的とする。
- ・事前にどのような危険があるのか、何から避難するのか、各危険に対してどのような避難行動をとればよいか、どの時機で避難行動をとることが望ましいか、明確にしておく。
- ・学校環境や周辺の地形等の特性、岸和田市作成のハザードマップ等を基に、具体的に避難場所や避難経路を設定し、避難計画を立て危機管理マニュアルに位置付けておく。
- ・訓練は、授業中だけを想定せず、休憩時間中や清掃中等、児童生徒等が分散している場合や教職員が近くにいない場合、放送設備が使用できない場合なども想定する。
- ・幼稚園児や怪我等により自力で避難できない児童生徒等、支援を必要とする児童生徒等が、安全に避難できるように避難方法や経路などを検証する。
- ・学校は、消防法第 8 条に基づき、防火管理者を定め消防計画を作成し、消火・通報及び避難の訓練を実施しなければならない。
- ・各地域の警察署・消防署等と連携し、訓練の充実を図ったり、専門家の評価により訓練の検証、危機管理マニュアルの点検・改善につなげたりすることが大切となる。

【避難訓練の想定例や実践例】

- 管理職が不在の場合を想定 □ 負傷者がいる場合を想定 □ 校内への不審者侵入を想定
- 地震発生後の火災や津波警報の発令を想定した訓練
- 緊急地震速報のチャイム音を活用した訓練
- 避難経路に落下物に見立てた段ボール等を置くなど、発災対応型の訓練
- 参観日等における保護者への引き渡し訓練
- 水消火器を使った消火訓練や消防署と連携した通報訓練、発煙筒を使用した避難訓練

- ・ 学校安全計画に教職員の研修を位置づけ、「事前」・「発生時」・「事後」の三段階の危機管理に対応していく。

【研修内容の例】

- 危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練
- 事故等発生時の対応訓練(被害児童生徒及び保護者への対応を含む)
- AEDを含む心肺蘇生法等の応急手当に関すること
- エピペン®の使用法を含むアレルギーへの対応に関すること
- 構内の事故統計や事故事例、日本スポーツ振興センターの情報等を活用した、安全な環境の整備に関すること
- 子どもに対する安全教育に関すること(交通安全・防犯教育・防災教育等)
- 子どもの心のケアに関すること
- 教職員研修資料『子ども(生徒)を事件・事故から守るためにできることは』の活用

5 安全教育

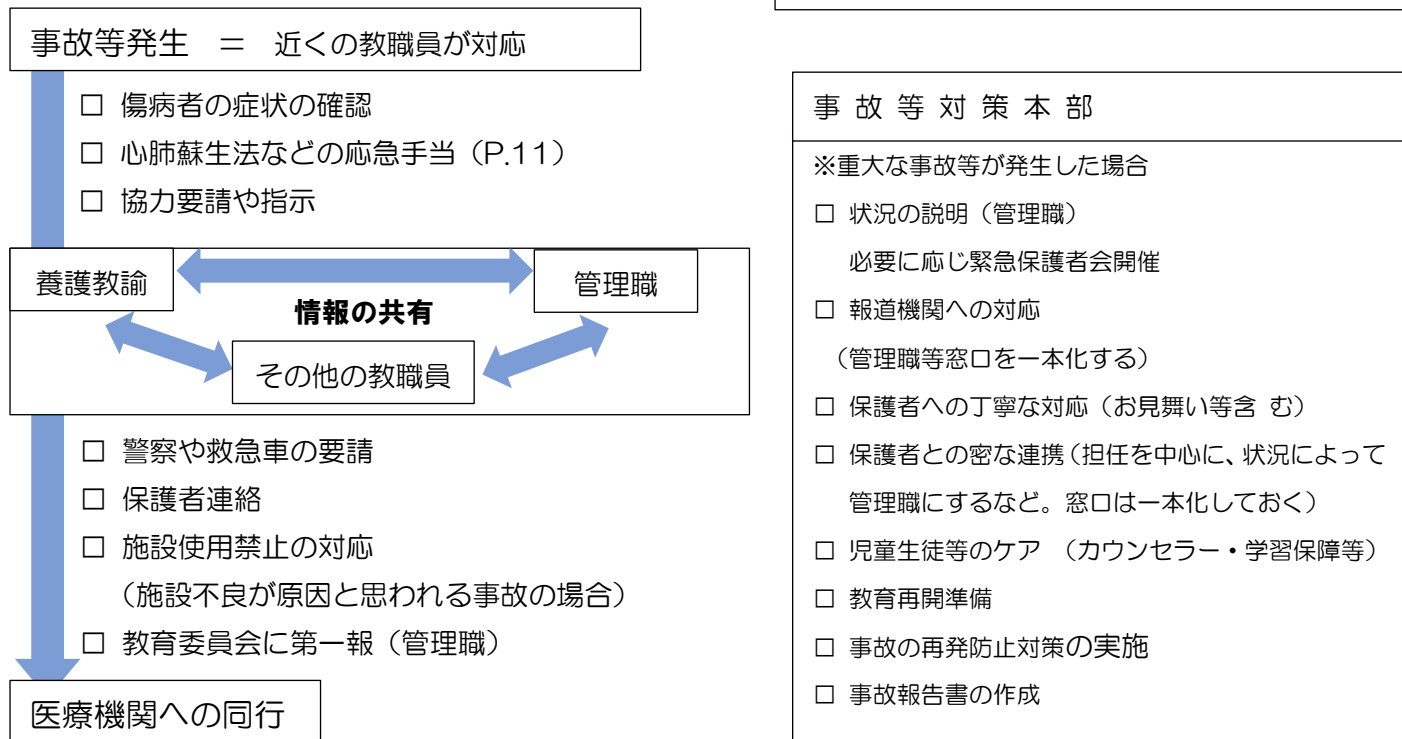
- ・ 登下校中や休日など児童生徒等しかいない場合であっても、児童生徒等自身が危険を予測し、危険を回避する能力を身に付けたり、自ら考えて判断したりする能力を育てる。
- ・ 避難訓練等も含めた安全教育に関する内容を、学校安全計画に位置付け、教育活動全体を通じて 系統的・体系的な安全教育を行う。
- ・ 『通学路安全マップ』の作成は、地域の防犯、防災、交通安全の視点を身に付け、危険な箇所や条件を客観的に認識する力を育成したり具体的な行動を考えさせたりする上で有効である。また、地域の歴史や自然環境を学ぶための活動と関連させることにより、児童生徒等が地域を様々な観点から理解することにも役立つ。安全教育の観点はもとより、教科等の目標と関連付けた地域学習の一環として位置づけるなどの工夫も考えられる。

第3章 個別の危機管理（命を守る）

【方針】

1 事故等発生時の対応の基本

（1）事故等発生時の対応・救急及び緊急連絡体制



（2）応急手当を実施する際の留意点

- ・事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動する。
- ・生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも被害児童生徒等の救命処置を優先させ迅速に対応するなど適切に判断する。
- ・教職員は事故等の状況に動揺せず、周囲の児童生徒等の不安を軽減するよう努める。
- ・応急手当を優先しつつも、事故等の状況や対応、結果について適宜メモを残す。また、病院搬送後の治療を迅速に行うためにも、事故が起きた場所を写真に撮っておくことが有効である。
- ・病院搬送の場合は、可能な限り事故の詳細を把握している職員や管理職が同行するようにする。また医療機関では、可能な範囲で医師の診断を聞いておくことも、事後にまとめる報告書を作成するときに有効である。

（3）被害児童生徒等の保護者への連絡の留意点

- ・当該保護者に対し、事故等の発生（第一報）を可能な限り早く連絡する。
- ・事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理したうえで連絡する。
- ・被害の詳細、搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第二報を行うとともに、正確かつ迅速な連絡に努める。
- ・事故の説明や検証に向けて、必要に応じて状況が分かる写真等を撮っておくことが有効である。
- ・事故等発生の日時により、被害児童生徒のきょうだい児と一緒に帰宅させる必要があるかどうか等 様々な配慮ができるよう冷静に対応する。

(4) 登下校時及び校外活動時における事故等発生時の留意点

- ・登下校時や学校外での学習時、部活動時など、教職員体制が通常と異なる場合の事故対応や連絡体制を整備しておく。事故等発生時には、発生場所へ向かい、児童生徒等の安否を確認する。
- ・校外での活動を行う際は、事前に活動場所の状況や気象状況等を十分に把握しておく。
- ・修学旅行等におけるグループ活動時や教職員から離れて活動する場合等は、児童生徒等から教職員への報告体制および保護者等への緊急連絡体制を整備しておく。
- ・部活動の遠征時など、AED使用の可能性がある場合、事前に設置箇所を確認したり、持参したりするなどの対応をとる。

一次救命処置の手順について

○傷病者の発見

① 周囲の安全確認

② 大きな声で呼びかける
【反応なし】

【反応あり】＝保健室等で対応。

③ 大声で応援を呼ぶ

「119 番通報」「AED 依頼」 ※見つからないときも報告のため戻ってきてもらう。

④ 呼吸を確認する

【呼吸なし または死戦期呼吸 ※1】

【呼吸あり】＝様子を見ながら救急隊を待つ。

⑤ 直ちに胸骨圧迫を開始する

- ・強く（約5cm）
- ・速く（100～120 回/分）
- ・絶え間なく（中断を最小限にする）

※分からない時も胸骨圧迫を開始する

※小児は胸の厚さの約1/3程度まで押し込む

胸骨圧迫30回に人工呼吸2回と言われるが、
人工呼吸は無理して行わなくてもよい。（感染予防の観点から）

⑥AED 装着 ※2

心電図解析 電気ショックは必要か？

【必要なし】＝直ちに胸骨圧迫から再開

【必要あり】 電気ショック
ショック後直ちに 胸骨圧迫から再開

救急隊に引き継ぐまで続ける。

（傷病者に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで止めない。）

※1【死戦期呼吸】 心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」（しゃくりあげるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと）と呼ばれる呼吸が見られる場合もあるが、これは正常な呼吸ではない。救命処置においては、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも注意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生と AED 装着 を実施する必要がある。

※2【AED の使用】 AED の使用方法是教職員研修等を通じて、事前に知識・技能を身に付けておく。

2 頭頸部外傷への対応

サッカーなどのコンタクトスポーツや回転運動等を伴う競技での転倒や投げ技により、地面や畳、床等で頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすることがある。また、友人同士のトラブル等での転倒・頭部強打(※)により、「脳振盪」「急性硬膜下血腫」「頸髄・頸椎損傷」等を引き起こす可能性がある。

【1】頭頸部外傷事故発生時の対応について

事故発生

※安全確保
※すぐに立たせない
※救急車を呼び

病院へ搬送

＜留意点＞

- ・脳振盪の一項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐこと。
- ・頭部打撲の場合、その後、6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察も必要となる。
- ・頸髄や頸椎の損傷が疑われる場合、動かすことによって重症にしてしまう危険性があるので、できるだけ救急隊に搬送してもらう。

【2】頭頸部外傷発生後の対応について

- 通院・救急対応時には保護者に連絡を入れる。（連絡先優先度順に保護者連絡する）
- ◎首より上のケガ（頭部・顔・首）が発生した場合には、必ず当日中に保護者に連絡する。
- （首をつかむようなケンカ・顔への引っかかり傷・机の角で頭をぶつけたなど）

※平成 26 年 9 月 15 日に生じた岸和田市立中学校での事案
独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校事故事例検索データベース」に掲載

記号	死亡障害	死亡障害種	学校種	被災学年	性別	場合1	場合2	競技種目	通学方法	発生場所1	発生場所2	遊具等	発生状況
30障154	障害	精神・神経障害	中	1	男	課外指導	体育的部活動	野球		学校内・校舎外（園内・園舎外）	運動場・校庭（園庭）		野球部の練習後片付けていたとき、同級生の部員と口論になった。荷物を置いてある運動場横の段差のところで相手とにらみ合いのようになったが、本生徒が引き下がり、振り向いて階段の方向を向こうとしたとき、相手が本生徒の身体を押したため、バランスを崩して、後ろ向きで段差から落ちた。途中の段差で足をついたが、そのまま頭から一番下のコンクリートに落ちて、頭を強打した。

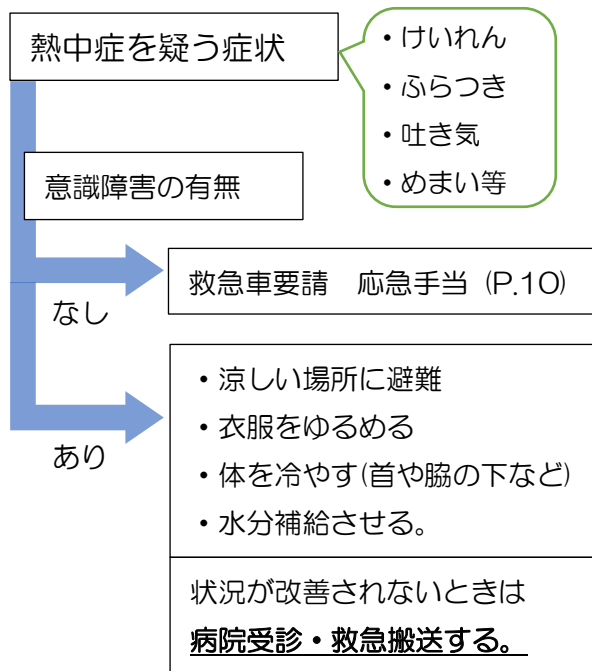
3. 熱中症への対応

学校管理下での熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動時である。それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生することがあるので注意する。

【1】 熱中症予防のために

- 環境温湿度または WBGT（湿球黒球温度）等を測定し、『熱中症予防運動指針』（（公財）日本スポーツ協会）等を参考に運動を行う。
- こまめな水分補給を心がける。
（長時間の野外での活動時は、水分とともに塩分等の電解質を摂取出来ると望ましい）。
- 運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調の悪い人は暑い中で無理に運動させない。
- 梅雨明けなど急に暑くなったときは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていく。（暑さに慣らす）

【2】 事故発生時の対応について



★「熱中症警戒アラート」「熱中症特別警戒アラート」情報を入手することで、翌日の行事等の実施可否・内容変更等に関する判断や、冷却等の備えの参考とする。

★保護者や地域の方に「熱中症警戒アラート」「熱中症特別警戒アラート」を活用して行事等が変更になる旨をあらかじめ学校だよりなどで周知しておく。

【参考】 ・『学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究』－体育活動における頭頸部外 傷事故防止の留意点－調査研究報告書（独立行政法人 日本スポーツ振興センター） ・『熱中症を予防しよう』（独立行政法人日本スポーツ振興センター） ・『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』（環境省・文部科学省）

4 食物アレルギーへの対応

・既往歴のある児童生徒等のみが発症するとは限らず、学校給食等で初めて食したものに反応した事例もある。アレルギー疾患の児童生徒等の在籍状況に関わらず、アレルギー疾患（食物アレルギーやアナフィラキシー）について正しく理解するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう、各学校の危機管理マニュアルを全教職員が把握し習熟するよう啓発する。

※アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあり、迅速かつ適切な対応が求められる。

※エピペン®の使い方など、日頃から実践的な研修や訓練を実施しておく必要がある。

【1】 アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

- ・配慮や管理が必要な児童生徒等を把握するため、対象となる児童生徒等の保護者からの申請書や、**医師の診断に基づく『岸和田市学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）』の提出を必須**とする。また、それに基づく個別の対応方針を教職員全員で情報共有して対応にあたる。
- ・学校給食における食物アレルギー対応は、『学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン』（岸和田市教育委員会 令和7年 11 月改訂）に基づき、市内統一した対応とする。
- ・校長は食物アレルギー対応委員会を設置し、児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約するなど組織的に対応する。

【2】 日常の取組と事故予防

学校生活管理指導表を踏まえた日常の取組

「給食」や「食物・食材を扱う授業・活動」、「運動」、「宿泊を伴う校外活動」等、学校生活管理指導表における『学校生活上の留意点』に基づく取組を行う。

給食時間における配慮（教室での対応）

日々の繰り返しの中で、確認作業が形骸化しないように注意が必要であり、給食時間中に誤食事故等が起きないようにルールを決めておく（P.13）。

- | | |
|------------------------------------|---|
| ☐ 献立内容の確認 | ☐ おかわり等を含む喫食時の注意 |
| ☐ 給食当番の役割確認 | ☐ 片づけ時の注意 |
| ☐ 配膳時の注意 | ☐ その他交流給食などの注意 等について |

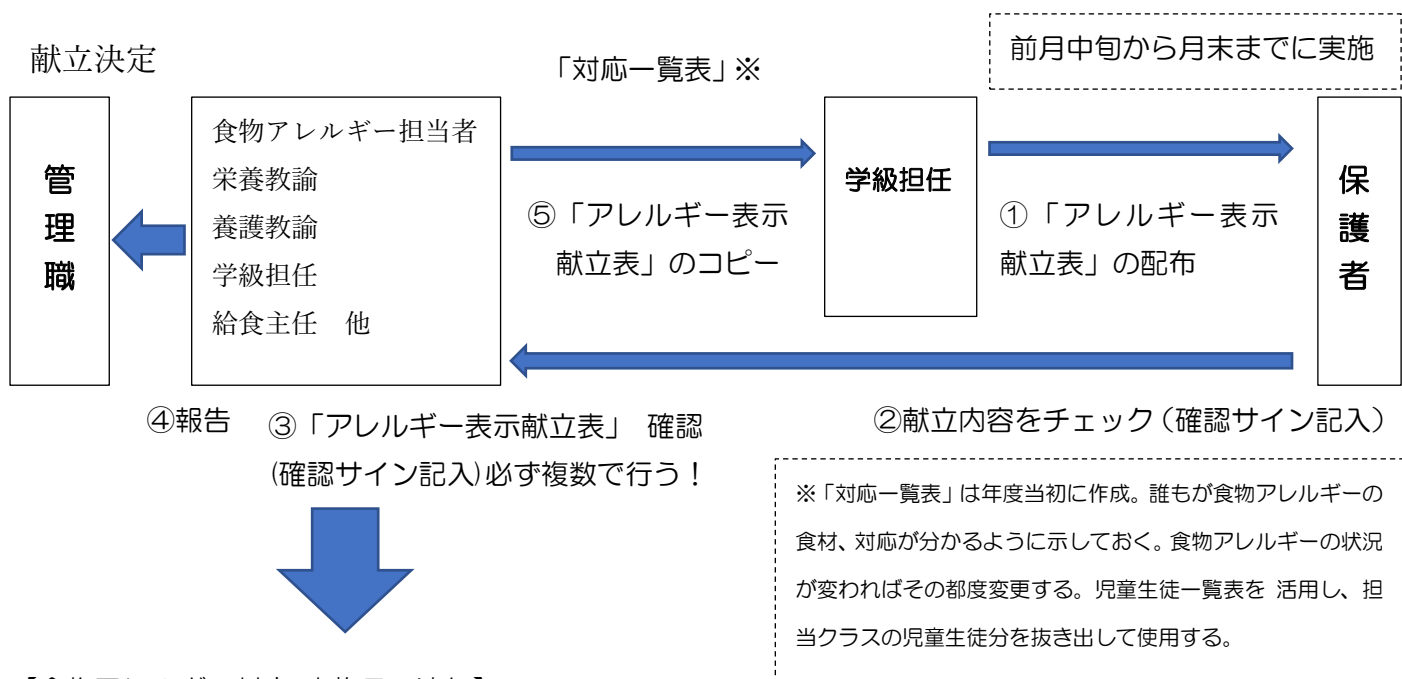
食物アレルギーに関する指導

- ・食物アレルギーを有する児童生徒等が、自分の病気や治療（除去、誤食時の対応）を知ることはもちろん、他の児童生徒等にも理解や協力が得られるように配慮する。
- ・当該児童生徒等の保護者の意向やプライバシーに十分配慮しながら、発達段階に応じて、他の児童生徒等にも食物アレルギーについて理解させる指導を行うよう努める。
- ・当該児童生徒が食品表示（学校給食献立表の成分表などを含む）を読み取る指導等を学校や家庭においても行い、自己管理能力を育成する。また体調に異常を感じた時、状況に応じて適切に対処する力を育むよう努める。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒等を指導する際には、当該児童生徒等の気持ちに寄り添うことが重要である。

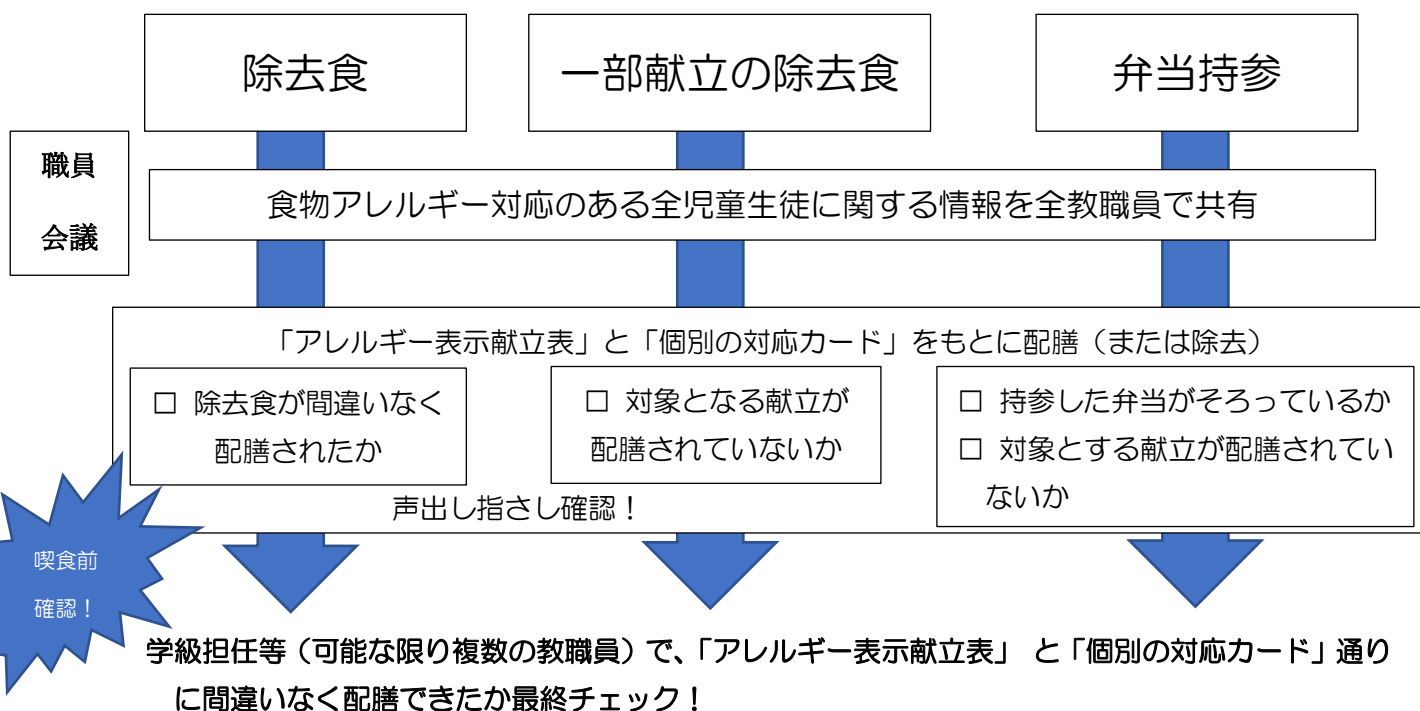
※宗教上の事由によって食べられない場合

- ・信仰上の理由で食べないことは認めるが、学校として除去しない。（「医師の判断ではない」ため）
- ・当該児童生徒等の保護者の意向やプライバシーに十分配慮しながら、発達段階に応じて、他の児童生徒等にも宗教上の事由について理解させる指導を行うように努める。

食物アレルギー対応チェック方法（岸和田市教育委員会 平成 30 年 2 月通知）【小中学校版】



【食物アレルギー対応 実施日の流れ】



喫食時

- 当該児童生徒が誤っておかわりをしないように確認する。
- 当該児童生徒が他の児童生徒の給食をもらうなどのやりとりをしないように確認する。
- 給食中から当該児童生徒の様子を観察し、症状の早期発見に努める。
- 給食主任等は状況に応じて教室を巡回するなど、当該児童生徒の食べている様子を確認する。
- 食器返却時にも当該児童が除去した食材に触れることがないように注意・指導する。

食物アレルギー事故防止 給食当日の対応マニュアル(クラス担任向け)

◎担任不在時は補欠教員が行う

朝

今日の献立を確認！

対象児童生徒のアレルギー表示献立表を見て確認する。

**もう一度、
アレルギー表示献立表を見直す**

アレルギー表示献立表を教室に持って行く。
対象児童生徒のアレルギー表示献立表を見て確認する。

給食直前

アレルギー表示献立表に×がついている献立がある

ある

除去食がある

除去食に
×印がある

ある

食べられない
献立がある

ある

配食しない

食べられる献立は
先によそう。

除去食を受け取る
小学校は調理員⇒担任
中学校は教員⇒生徒

除去食のクラス、氏名、除去品目を
確認する。

児童生徒本人とアレルギー表示献立表を見て確認

除去食が置かれているか。食べられない献立を配食していないか。

「まちがいなく配食した」チェック✓ を記入

アレルギー表示献立表に、確認済みのチェック「✓」を書く。

給食中

- ・児童生徒が誤って、食べられない献立を「おかわり」しないように注意
- ・他の児童生徒から献立をもらうなどのやり取りをしないよう注意

日頃から他の児童生徒の理解を深めるようにする。

給食後

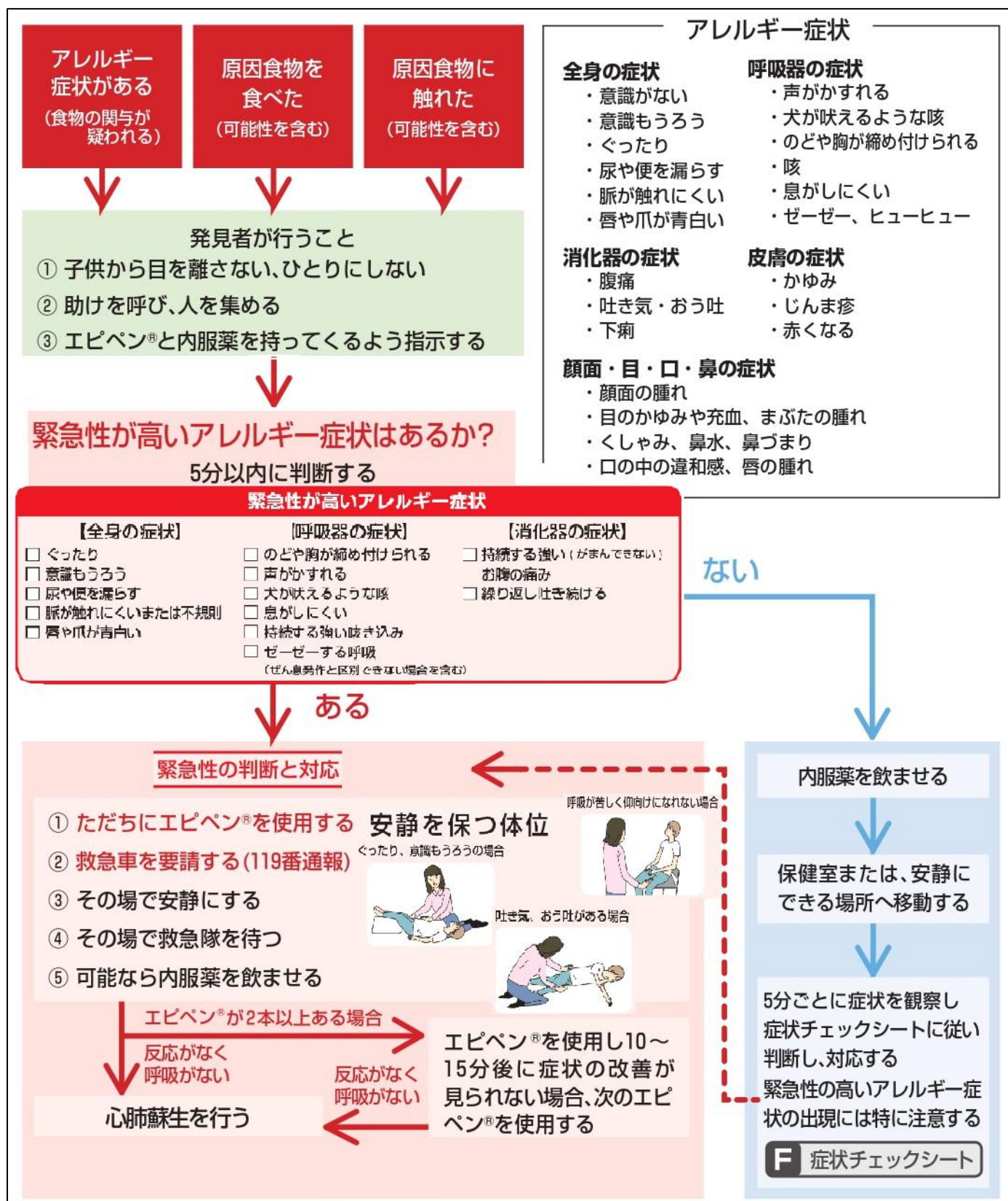
体調の変化に注意し、様子を観察する。(症状の早期発見)

異常があれば、緊急時対応マニュアルに沿って対応する。

2020年3月

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順



- ①発見者→子どもから離れず、観察する。
- ②職員(助け)を呼ぶ。
- ③保護者へ連絡する。
- ④緊急性が高い場合、その場で安静。動かさない。

F

症状チェックシート

- ◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する
- ◆ の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する
(内服薬を飲んだ後にエピペン[®]を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エピペン[®]を使用した時刻(時 分)

全身の
症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

呼吸器
の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸

- ☐ 数回の軽い咳

消化器
の症状

- ☐ 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

- ☐ 中等度のお腹の痛み
- ☐ 1～2回のおう吐
- ☐ 1～2回の下痢

- ☐ 軽いお腹の痛み (がまんできる)
- ☐ 吐き気

目・口・
鼻・顔面
の症状

- ☐ 顔全体の腫れ
- ☐ まぶたの腫れ

- ☐ 目のかゆみ、充血
- ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ
- ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の
症状

- ☐ 強いかゆみ
- ☐ 全身に広がるじんま疹
- ☐ 全身が真っ赤

- ☐ 軽度のかゆみ
- ☐ 数個のじんま疹
- ☐ 部分的な赤み

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン[®]を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

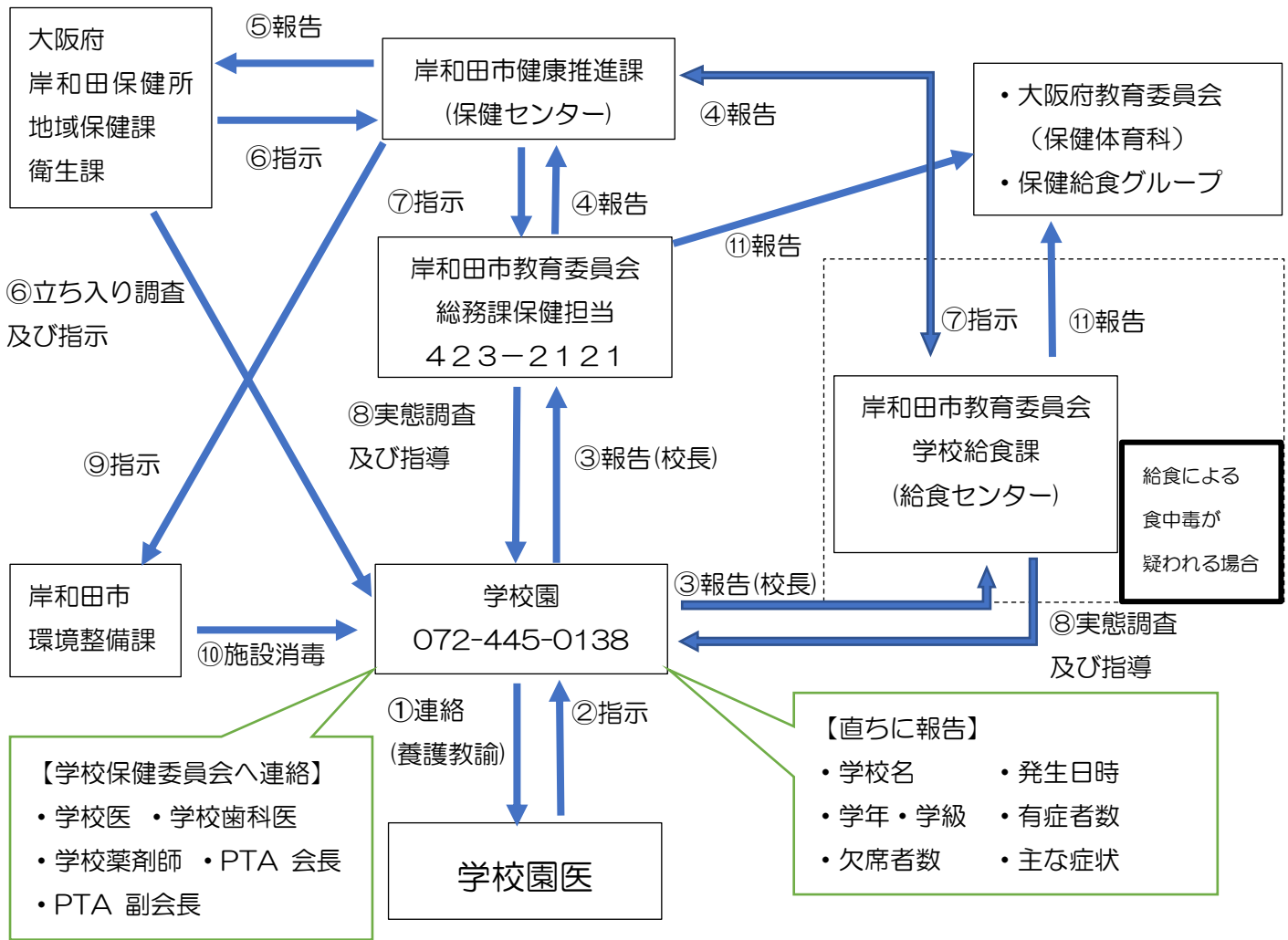
- ①内服薬を飲ませ、エピペン[®]を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、
5分ごとに症状の変化を観察し、 の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する

速やかに
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、
注意深く経過観察

5 食中毒および感染症等発生時の連絡体制



【食中毒および感染症等の発生時または疑われる場合】

各学校園においては、感染拡大の防止に努めるため、早急に学校園医に連絡し指示を仰ぐとともに、岸和田市教育委員会（総務課）に報告し、連携して対応にあたる。

【学校給食による食中毒等が疑われる場合】

早急に学校園医に連絡し指示を仰ぐとともに、岸和田市教育委員会（学校給食課）に報告し連携して対応にあたる。

6. 害虫・害獣への対応

※活動準備（山林に入るとき）＝長袖・長ズボンを着用する。

1. ハチ ※事前にハチ毒アレルギーのある児童の把握をしておく

◎活動準備物(活動に応じて必要数)＝ポイズンリムーバー、抗ヒスタミン軟膏

- ・ハチが寄ってきたら、静かにその場から遠ざかる。
- ・追いかけられた場合は動かずに姿勢を低くし、ハチが去るのを静かに待つ。

※ハチを刺激するもの**黒色のもの・臭い(ヘアスプレーや香水)・大声・振動・物音**

→刺されたとき **※他の大きな傷病と同様に、管理職へ連絡**



- 傷口を流水できれいに洗い流す。
- 毒液をポイズンリムーバー等で搾り出す。
- 抗ヒスタミン軟膏を塗る。
- 冷やして安静にする。
- 速やかに皮膚科を受診する。

ポイズンリムーバー(携帯用)の使い方

- ①マウスピースを傷口にあてピストンレバーを引き上げ、約60～90秒(蜂や毒蛇にかまれた場合は3分以上)そのままにする。
- ②ピストンレバーを押し下げ初めの位置に戻す。
- ③引き続きこのバキュームを数回繰り返して毒液を抽出する。

頭痛、めまい、吐き気、嘔吐、呼吸困難などがある場合(アナフィラキシーショックの疑い)

- ・エピペンが処方されている場合は使用する。救急車が来るまでは足を上げて安静にする。 **⇒救急搬送**

2. マダニ

◎活動準備物（山林に入るとき）＝長袖・長ズボンを着用する

- ・重傷熱性血小板減少症候群(SFTS)や日本紅斑熱に感染する可能性がある（重症化で死亡事例あり）
 - ・活動後は手首足首、頭部などを確認し、いた場合にはできる限り医療機関(皮膚科)で除去してもらう。
- 刺された後数週間は体調の変化に注意し、発熱などの症状が出た場合には医療機関に受診する。

3. セアカゴケグモ

- ・排水溝や植木鉢等、生息しそうな場所に普段から注意し、巣があれば棒切れなどで払う。
- ・見つけても、素手で捕まえたり、さわったりしない。
- ・クモに直接、ピレスロイド系殺虫剤を噴霧して駆除する。

傷口を流水や石けん水できれいに洗い流す。冷やし続ける。

速やかに皮膚科または内科を受診する(可能なら咬まれたクモを殺して持参する)。

4. アオバアリガタハネカクシ(やけど虫)

体長6～7mm、黒とオレンジの体の特徴

- ・見つけてもつぶさない、触らない。
 - ・皮膚にこの虫が止まったら、つぶさず、数枚のティッシュなどでそっと取りのぞいて逃がす。
- 体液が皮膚についたときは→すぐに流水で洗い流す。

発赤・水疱等、症状のある場合は皮膚科を受診する。目に体液が入った場合は速やかに眼科を受診する。



5. クマ

- ◎ 1人で行動しないで、友達と一緒に行動する
- ◎ 食べ物を持ち歩かない
- ◎ クマを見かけたら、近くの人やどこでもいいので近くの民家に保護をお願いする
- ◎ 屋外での遊びの指導（山や藪などでの遊びは控えること）
- ◎ クマが近くにいるサインがあったら、その場から離れる
 - ・糞がある（人間と同じかちょっと大きめ）
 - ・足跡がある（幅は成獣で7～13 cm）

クマの前足



クマの後足



7 不審者侵入への対応

電話番号

警察 110

岸和田警察署 439-1234

学校教育課 423-9683

チェック① 不審者かどうかを見分ける

対応① 退去を求める（正当な理由がないと判断した場合）

対応② 通報する

対応③ 児童生徒等の安全を守る

チェック② 負傷者がいるか

対応④ 応急手当などをする

対応⑤ 事後の対応や措置をする

不審者侵入への事前の対策

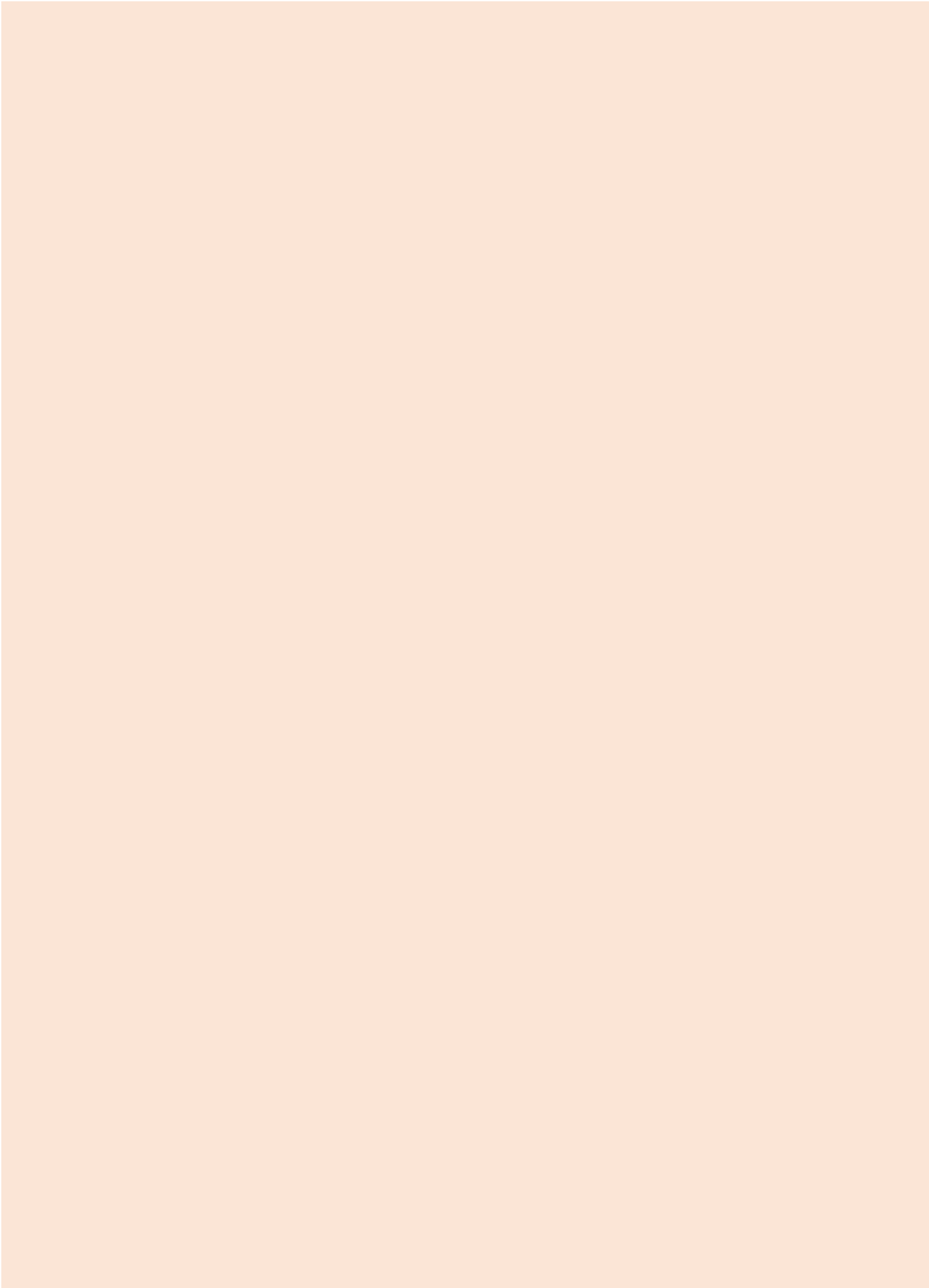
○笛や携帯電話など普段から所持しておく
（緊急時の連絡用）

- ・登校後、門は閉門または施錠しておく
- ・門に案内板を設置する

「ご用の方は職員室へお越しください」

- ・来校者用の名札（来校者名簿の記入）
- ・校内巡視の強化
- ・防犯訓練・防犯教室等の実施

（さすまた等の使用方法の理解）



8 登下校時の緊急事態への対応

学校へ連絡あり※1

緊急対応が必要※2

被害者の安全確保（学校の取組）

- ☐ 現場（病院）に急行し、情報収集
- ☐ 未通報時、110 番（119 番）通報
- ☐ 教育委員会への第一報
- ☐ 被害児童生徒等の保護者への連絡
- ☐ 近隣校・幼稚園・ちびっ子連絡

不審者が確保されていない 又は 不明※3

- ☐ 学校園内での子どもの安全確保
- ☐ 職員の警戒態勢・校内巡回体制
- ☐ 保護者への連絡（集団登下校や引き渡し等について）
- ☐ 地域住民や見守りボランティアへの周知・支援要請

※1 把握する情報の例

- ☐ いつ、どこで、誰に、どのような事案が起こったか
 - ☐ 110 番通報したか ☐ 負傷者はいるか
 - ☐ 119 番通報したか ☐ 周囲に他の児童生徒等はいるか
- ※被害本人からの聞き取りは、子どもの心情に寄り添うよう配慮する。

※2 緊急対応が必要となる例

- 凶器を持った不審者が通学路の近くで徘徊している。
- 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決していない。
- 登下校中の児童生徒等が襲われ怪我をした。
- 登下校中の児童生徒等に声をかけ、連れ去ろうとした。
- 金品を奪われた。
- **クマやイノシシなどの害獣の出没が校区で確認された。**

※3 不審者が確保されていない場合の登下校例

- 登校前の場合は、必要に応じて自宅待機させる。
- 下校前の場合は安全が確保されるまで学校に待機させる。
- 登下校中の場合、警察、保護者、地域住民、見守りボランティア等に安全確保への協力を要請する。
- 児童生徒等だけで登下校が難しい場合は、保護者への引き渡しや保護者等の引率による集団登下校を実施する。

児童の登校が確認できない場合

- ☐ 保護者への電話連絡（欠席かどうか）【～8：45】



【1 限後まで確認できない】

- ☐ 聞き取り（普段、一緒に登校している者から）
- ☐ 確認（校内に滞在していないか等）



【2 限後まで確認できない】

- ☐ 保護者へ確認依頼（自宅・自宅周辺にいないか）
- ☐ 通学路周辺の捜索（危険箇所を念入りに）



下校後、家に帰っていない場合

- ☐ 保護者との連絡（心当たりは??）
※時間がないので複数人で分業して行動する。
- ☐ 確認（担任・学年の先生）
 - ・ 下校した時間
 - ・ 校内に残っていないか
- ☐ 聞き取り（放課後、一緒に活動した者や下校した者から）
- ☐ 通学路周辺の捜索（危険箇所を念入りに）



- ☐ 関係機関への連絡（警察、消防、市教委、近隣校）と情報収集（安まちメール・子ども 99 番等）
- ☐ 交通指導員、見守りボランティア、子ども 110 番の家等への聞き取り
- ☐ 連絡網やメール配信システム等の活用（状況によっては家庭訪問）



- ☐ 地域自治会、PTA、連合町会長等、各種団体に連絡する（教職員とともに探索）
 - ☐ （必要に応じて）緊急対策本部を設置する ☐ 翌日以降の指導の検討
 - ☐ 町内放送等を協議する ☐ マスコミ対応等を協議する
- ※休日の際は関係職員の招集を行った上で実施する。（各学校園の危機管理連絡網より）

9 交通事故への対応

【交通事故発生後の初期対応】

学校への第一報が入る

※複数人で役割分担し、対応していく

☐ 誰からの連絡かを確認

保護者 児童 その場に居合わせた大人

事故の加害側 他

☐ 場所の確認（住所や目印となる場所の確認）

☐ 110 番・119 番通報の確認

☐ 事故現場に急行する。事態の把握をする。

☐ 応急手当・安全確保する

☐ 当事者となっている子どもの確保。

☐ 教育委員会へ連絡

☐ 関係職員と管理職で情報共有・連携体制をとる

☐ 保護者へ連絡

【重大かつ深刻な交通事故の場合】

事故の情報を整理し、警察・医療機関・PTA等と連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策や再発防止策、他の児童生徒等への指導などを検討する。また、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講ずる。

【当事者となった児童生徒等への対応】

事故当事者にはとるべき対応（警察等への通報や加害者の責任）がある。発達段階等により自らの力で適切に対応できない場合があるので、事故後に児童生徒等がとった行動を確認し、対応が不十分の場合は保護者と連携のうえ、必要な支援・指導を行う。

【心のケアについて】

次のような場面を経験した場合には、事故当事者以外の児童生徒等も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなるので、適切なケアが求められる（p.38 参照）。

- 家族や友人が死亡・重傷事故に合うのを目の当たりにした。
- 児童生徒等が加害者となり、他者に大けがを負わせた。
- 自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ。

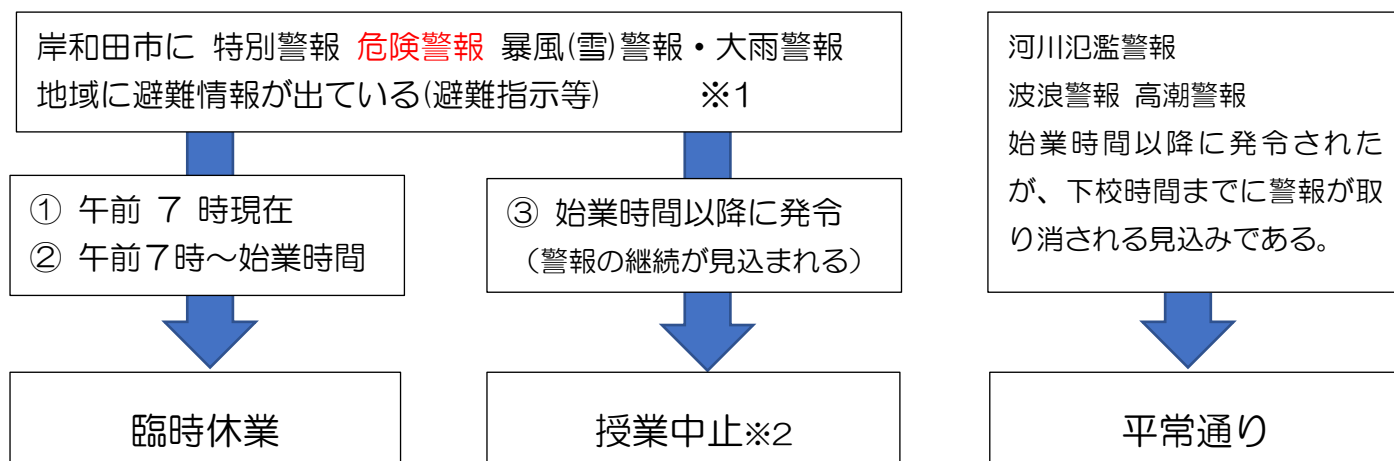
【交通事故防止のための事前の対策】

- ・ 児童生徒等の登下校時の行動を観察し、教育上の課題を見出す。
- ・ 定期的に通学路の点検を行い、危険箇所を抽出し、除去していく取組みを推進する。
- ・ 児童生徒等が発達の段階に応じて、事故を起こした時の対応の仕方や加害者の責任について理解するよう指導しておく。
- ・ 自転車保険の加入義務化（「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」平成 28 年 7 月）や、自転車のヘルメット着用の努力義務化（改正道路交通法 2023 年 4 月）については、保護者にも周知しておく。
- ・ 交通安全教室を通じて、日頃から交通ルールを遵守した行動や危険予測・危険回避ができるよう指導しておく。

10 気象災害への対応 新表記運用 令和8年5月20日予定

【気象警報等発令時の学校園対応】（岸和田市教育委員会 平成30年8月改訂）

※名称変更(令和8年5月下旬予定)＝特別警報(レベル5)、危険警報(レベル4)、警報(レベル3)



※1 地域に避難情報（避難準備・避難勧告・避難指示）が出ている、または出された場合、当該学校園は特別警報または暴風警報発令時と同様の対応をとる。避難情報が出された地域を通学区に含む中学校も同様の対応とする。

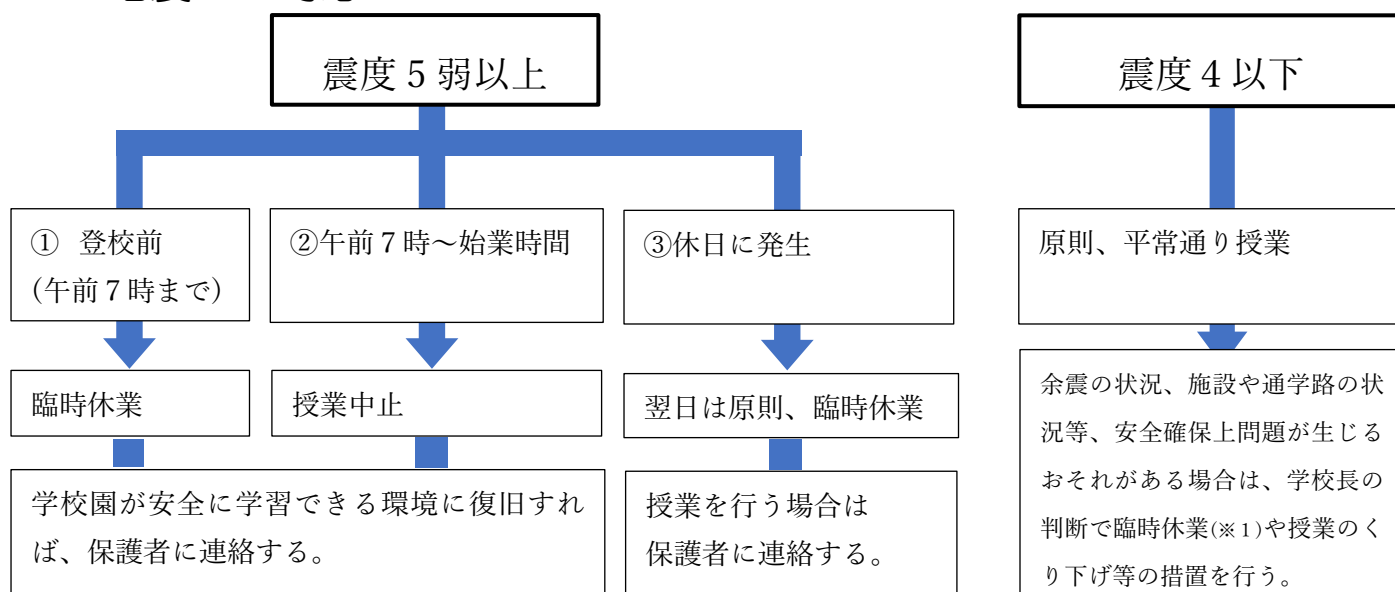
※2 「児童生徒等の安全上問題が生じるおそれ等がある」と学校長が判断した場合は

1. 臨時休業（市教委に事前連絡）
2. 授業（保育）時間の繰り上げ・繰り下げ 等の措置を講じる。

【気象災害への対応上の留意点】

- ・ 始業時間以降に警報が発令された場合でも、給食はできるだけ取らせたい（児童の健康管理上）。
- ・ 気象情報や河川情報、各自治体の避難に関する情報に留意し、できるだけ早期に対応を検討する。
- ・ 中学校校区（桜台中・常盤小・光明幼稚園と対応を検討、できる限り対応をそろえる）
- ・ 学校の対応や措置等について、保護者等へメール配信や電話等で連絡する。停電等により保護者と連絡がとれない場合も想定して、複数の連絡方法をあらかじめ決めておく。
- ・ 学校から休業等の連絡がなくても、自宅周辺において水が溢れ出す等危険を感じたときは、無理に登校させない判断が必要であることを保護者と共通に理解しておく。
- ・ 各学校園においては、『岸和田市地域防災計画』（平成29年4月）を基に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を確認し、自校の状況を把握するとともに、必要な事項を危機管理マニュアルに反映させる。

11 地震への対応



※1 臨時休業の際は校園長が状況を判断し、教育委員会へ報告したうえで対応する。

※2 対象校園以外は、原則、平常時対応とする。(避難者の状況等により、臨時休業、授業中止、授業の繰上げ、繰下げ等の措置を行う。) 臨時休業の際は、校園長が状況を判断する。

【3】地震発生時の危機管理について

地震の発生【課業中の場合】

初期対応 (大きな揺れが収まるまで)

- ☐ 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に避難。
- ☐ 教職員による的確な指示
- ☐ 頭部の保護 (カバンや座布団、帽子等)
- ☐ クラスの児童の安全確認。点呼をする。

二次対応 (揺れが収まった後、火災等の危険から回避するまで)

- ☐ 運動場等を集め、児童の安全確認・点呼をする。
- ☐ 素早い情報収集 (地震・火災・土砂崩れなどの情報)・再避難先の確認・準備
- ☐ 臨機応変な判断と避難誘導 (避難場所・避難経路の決定や指示)
- ☐ 点呼、不明者や負傷者の確認 (安否確認)

※地震が発生した場合は、震度5弱以上の大規模地震発生を想定して初期対応をとる。

※転倒やケガを伴う規模の地震が発生した場合は、運動場などに集合させた上で児童の安全確認・点呼をする。

地震の発生【登下校中】

- ☐ 揺れが収まった後、学校または自宅、(広域)避難場所のいずれか近い所に避難するよう指導する。
- ※警報発令時の避難場所を事前に周知徹底しておく。

地震の発生【休日】

- ☐ クラブ活動担当等の指示により、校内にいる生徒を避難させる。
- ※部活動等の参加者、人数を正確に把握しておく。

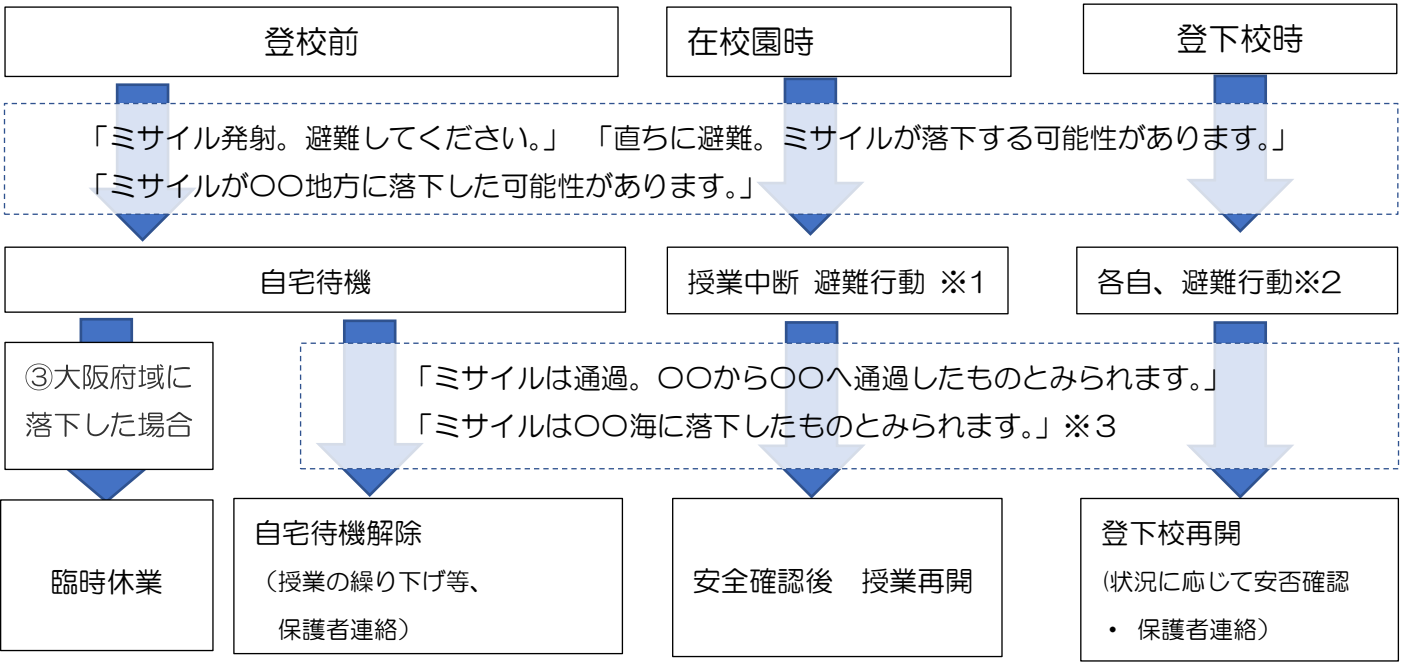
業務（班名）	役割	準備物
対策本部	☐ 各班との連絡調整 ☐ 校内の被災状況把握 ☐ 非常持ち出し書類搬出 ☐ 日誌や報告書の作成 ☐ 情報収集（気象（災害）情報等） ☐ 応急（緊急）対策の決定 ☐ 校内放送等による連絡・指示 ☐ 教育委員会・PTA との連携・報告 ☐ 報道機関の対応	☐ 危機管理マニュアル ☐ 学校敷地図 ☐ 緊急活動の日誌 ☐ ラジオ ☐ 懐中電灯 ☐ ハンドマイク ☐ トランシーバー ☐ 携帯電話
安否確認・避難誘導班	☐ 児童生徒等・教職員の安否確認 ☐ 外部からの立ち入りを遮断する。 ☐ 安全な避難経路で避難誘導 ☐ 負傷者の把握 ☐ 下校指導・待機児童生徒等の掌握・記録 ☐ 行方不明の児童生徒等・教職員を本部に報告	☐ クラスの出席簿 ☐ 行方不明者の記入用紙 （児童生徒等・教職員）
安全点検・消火班	☐ 初期消火 ☐ 避難、救助活動等の支援 ☐ 被害の状況確認（教室の被害、トイレの被害、電気・ガス・水道・電話の被害）→本部へ ☐ 校内建物の安全点検・管理 ☐ 近隣の危険箇所の巡回 ☐ 二次被害の防止	☐ 消火器 ☐ 道具セット ☐ ヘルメット ☐ 手袋 ☐ ラジオ ☐ 被害調査票
応急復旧班	☐ 被害状況の把握 ☐ 危険箇所の応急処理 ☐ 「立ち入り禁止」「使用禁止」等の表示 ☐ 避難場所の安全確認	☐ 被害調査票 ☐ 構内図 ☐ ヘルメット ☐ ロープ・標識 ☐ バリケード
救護班	☐ 児童生徒等・教職員の救出・救命 ☐ 負傷者や危険箇所等の確認・通報 ☐ 担当区域で負傷者の搬出 ☐ 学校施設内の巡回チェック	☐ 安全靴・防災マスク ☐ ヘルメット・革手袋 ☐ スコップ・のこぎり・斧 ☐ 毛布・担架 ☐ AED
救急医療班 ※養護教諭を中心として構成	☐ 手当備品の確認 ☐ 負傷者の保護・応急手当 ☐ 医師や関係医療機関等との連携	☐ 応急手当の備品 ☐ 健康カード ☐ 水・担架・毛布 ☐ AED
保護者連絡班	☐ 引き渡し場所の指定 ☐ 引き渡し対応の事前の取り決め ☐ 保護者等が到着した順に児童生徒等を引き渡す（引き渡しカード使用） ☐ 一斉メール配信・電話連絡網での対応 ☐ 地域防災無線等を利用した連絡依頼等	☐ 引き渡しカード ☐ 出席簿 ☐ 集合場所のクラス配置図

※①児童の安否確認、②施設の安全確認→③避難者への指示が終わり次第、避難所として開設する。

避難所協力班 状況に応じて	☐ 開設準備（開放区域明示・名簿作成・誘導等） ☐ 緊急物資の受入れ ☐ ボランティアの受け入れ ☐ 市防災担当課と連携した避難所の運営支援	☐ マスターキー ☐ バリケード ☐ ラジオ・ロープ・テープ ☐ 構内配置図 ☐ 避難者への指示（文書）
------------------	---	---

12 新たな危機事象への対応

【1】Jアラートによるミサイル発射情報への対応（岸和田市教育委員会 平成 29 年 11 月）



※1 学校にいる場合の避難行動等の留意点

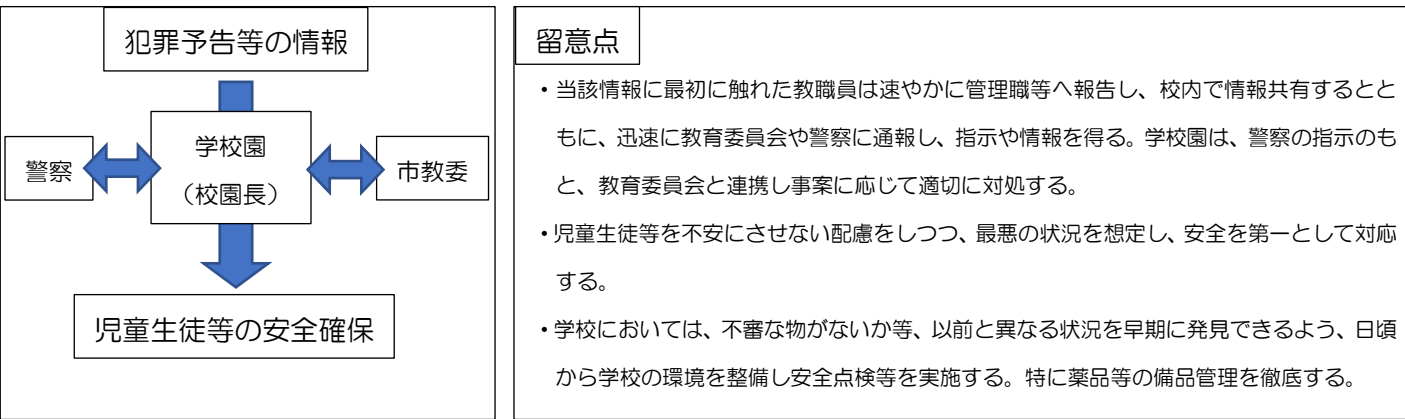
- ・屋内では、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
- ・屋外では、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中または地下に避難する。
- ・適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。
- ・安全が確認されるまでは、屋内に避難しておく。
- ・テレビ・ラジオ・インターネットなどを通じて情報収集に努める。

※2 登下校時の避難行動等の指導上の留意点

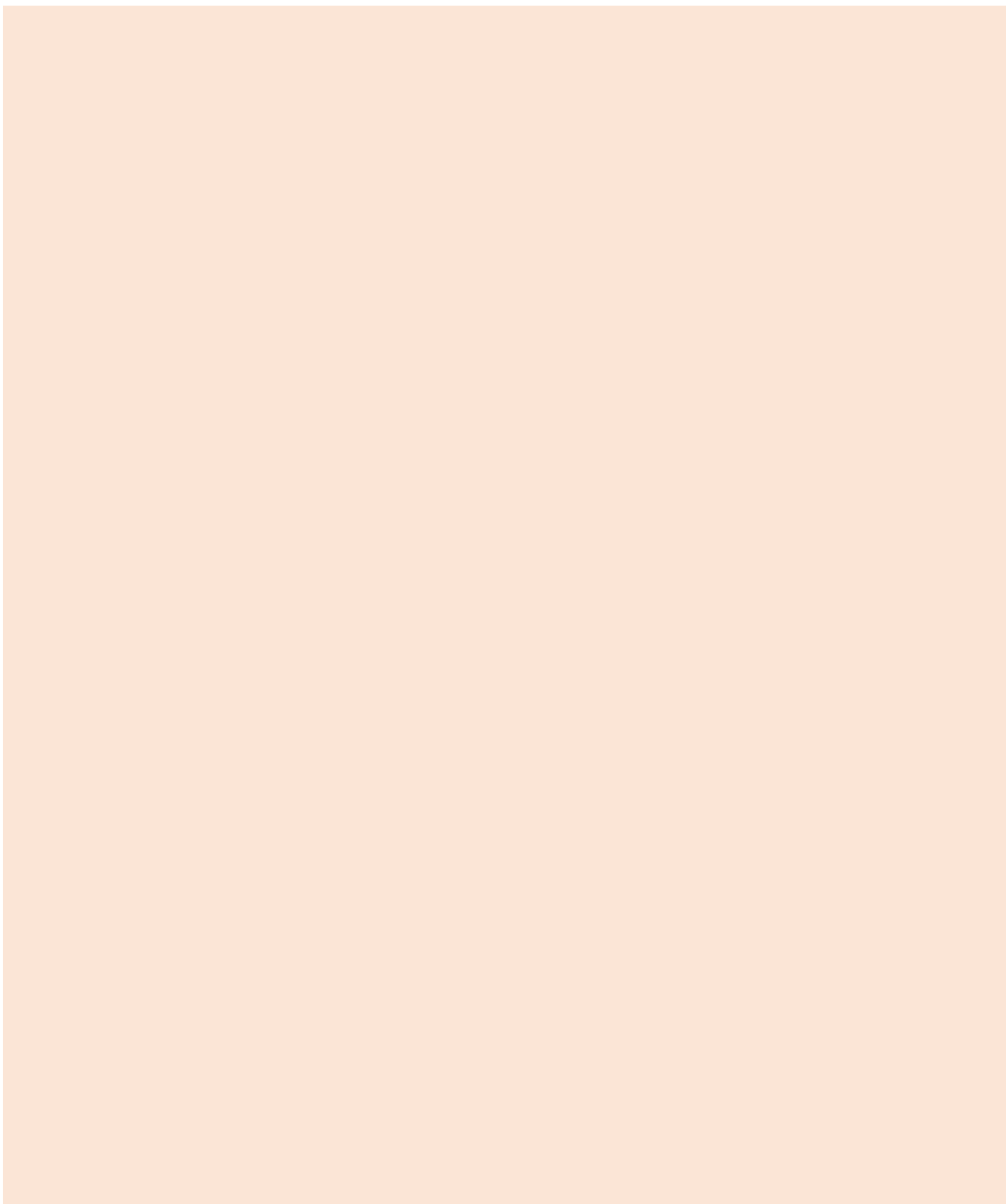
- ・学校か家、近い方に向かわせる（保護者がいる、カギの有無などによっても選択は変わってくる）。
- ・選択できない場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物の中に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。
- ・登下校時の対応等については、あらかじめ家庭でも協議し共有してもらう。

※3 上空通過情報や領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味するので、日常生活に戻って登校等を開始することが可能となる。

【2】学校への犯罪予告（爆破予告）・テロへの対応について



14 支援が必要な児童生徒等における留意点



第 4 章 事後の対応（復旧・復興する）

1 安否確認

2 引き渡しと待機

- ・大規模な災害（地震）発生時や停電時には、通信手段が使えず保護者と連絡がとれない場合があるので、事前に引き渡しの判断や方法についてルールを決めて、保護者と共有しておく。
- ・地域住民・保護者・ボランティア等とも連携し、必要に応じて緊急対応への支援を求める。
- ・引き渡しの判断時には、地域の様子や被害状況、今後の見通し等の情報を複数の方法で収集し、児童生徒等の安全を最優先にして判断する。
- ・事件や事故の発生後、安全が確保されても、児童生徒等が不安や恐怖心を抱いているときには、保護者に引き渡したり、保護者による登下校の引率やボランティア等による巡回を依頼したりするなど配慮が必要となる。

引き渡しの判断基準

- ☐ 通学路に被害が発生していないか
- ☐ 地域の被害が拡大するおそれがないか
- ☐ 下校の時間帯に危険が迫ってこないか
- ☐ 引き渡す保護者にも危険が及ばないか

地震発生時の引き渡しのルール

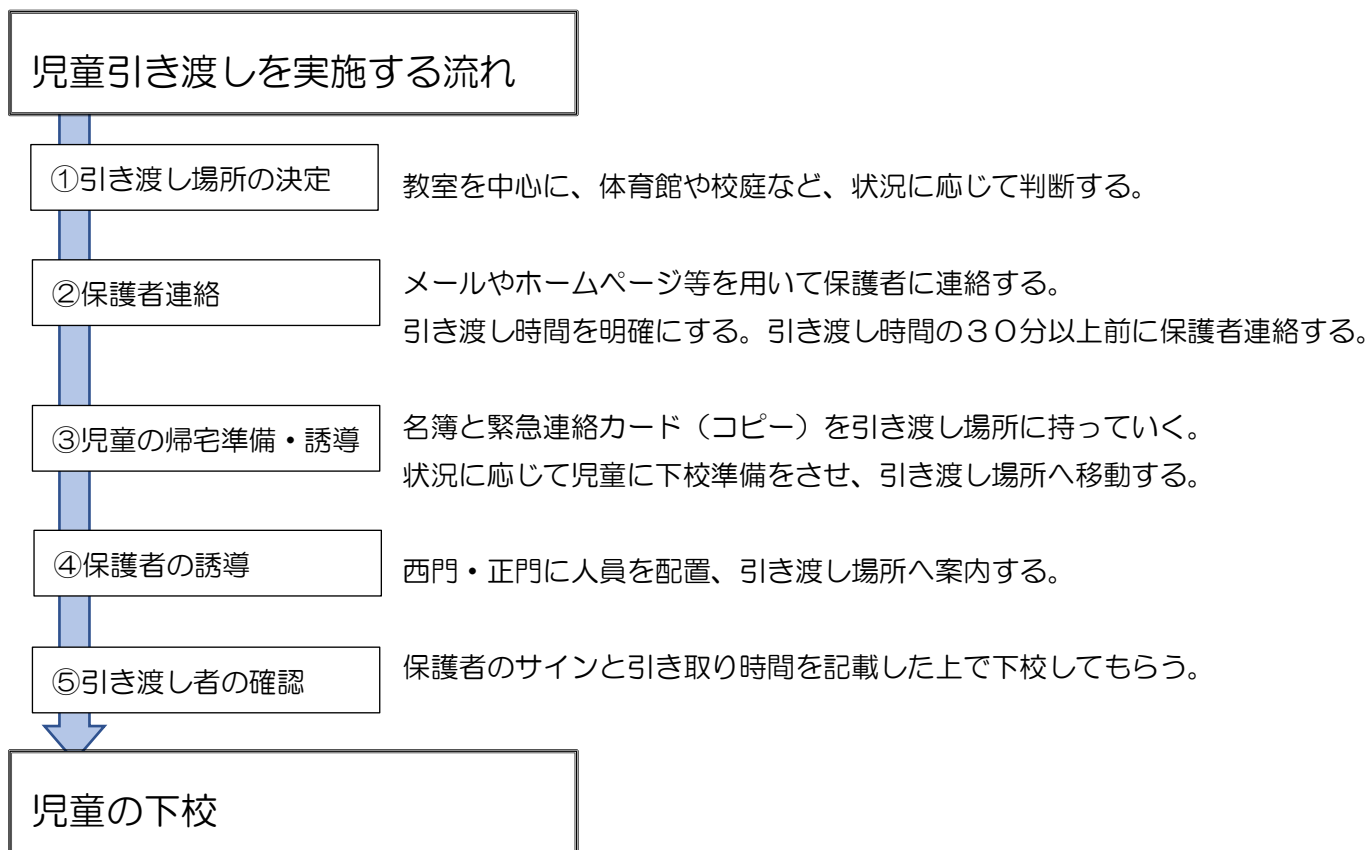
震度 4 以下	原則として通常通りの時程を終了後、下校させる。 交通機関に混乱が生じて保護者が帰宅困難になることが予想される場合や、帰宅することができない・安全確保ができない児童生徒等については学校園で待機させる。保護者連絡の上、保護者の引き取りを待つ。
震度 5 弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校園で待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校園で保護しておく。
●上記はあくまでも例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要がある。 ●津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、子どもを引き渡さず、保護者と共に学校園（避難場所）に留まるなどの対応も必要となる。津波警報が解除され、安全が確認された後に引き渡す。 ●登下校時の対応についても、事前に保護者と協議・確認しておく。	

【災害時における保護者への連絡】

- ・電話は不通になることが多いので、一斉配信メールやホームページによる代替の通信手段を事前に確保するなど、連絡方法を複線化しておく。
- ・情報通信網が途絶した場合の保護者等への連絡方法（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171等）、地域の掲示板、町内放送等）を検討し、災害時の学校の対応策を保護者等と事前に合意形成しておく。

校内における引き渡しの手順

ランク3 大規模な災害等で、集団下校でも児童生徒等の安全確保が困難と判断した場合、又は、警察等からの指示で下校を止められた場合に実施。



※1 原則として、登録していない人が来た場合、確認ができるまで引き渡しを行わないことなどを、あらかじめ保護者に周知しておく。

【参考】『学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き』（文部科学省 平成 24 年 3 月）
『災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック』（東京都総務局総合防災部 平成 29 年 11 月）
『学校園における地震（津波）対応指針』（岸和田市教育委員会 平成 30 年4月）

3 教育活動の継続

- ・児童生徒等の安全が確保された後は、その後の対応や対策についての方針や具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定していく。
- ・事故等の発生現場の使用は避けた校舎の使用計画を検討する。
- ・養護教諭・スクールカウンセラーや学校医、教育委員会等と連携し、児童生徒等の心身の状態に配慮しながら検討する。

【避難所協力について】

避難所運営は本来的には市防災担当部局が責任を有するものだが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定される。災害規模が大きい場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を果たす状況も考えられる。ただし、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であるので、事前に市防災部局や地域住民等関係者等と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておく。

【学校施設が避難所になる場合の流れ（見込）】

時間経過	避難所の状況	学校の対応など
災害直後	地震発生 地域住民等の学校への避難	●協力内容として考えられる例 ・施設設備の安全点検 ・開放区域の明示 ・駐車場を含む誘導
災害当日 (避難所開設)	避難所開設 避難所の活動体制準備	・避難者対応 ・名簿作成(避難者カード) ・毛布、飲料水、食糧の配布 ・避難所運営の協力 等
2日目～数週間後 (避難所運営)	避難所運営委員会の設置 避難所の運営	●学校機能再開のための準備 □児童生徒等の安否確認(p.30 参照) □教職員の安否確認 □教科書・文具等の紛失・消失状況の把握 □教室等の安全確認(教室の確保) □二次災害防止のための校舎等の安全確保 □通学路の安全確認(状況把握) □教育委員会との協議 □授業再開時期の決定と保護者等への周知 □応急教育計画の作成 □その他の対応
数週間後 (避難所閉鎖)	避難所機能と学校機能の同居 避難所の閉鎖と学校機能再開 日常生活の回復	・心のケア ・学校給食 ・転出入に伴う学籍変更等 ・進路相談

【参考】『岸和田市 避難所運営マニュアル』（平成 29 年 10 月）

『岸和田市 施設版 避難所運営マニュアル』（平成 29 年 10 月）

『学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き』（文部科学省 平成 24 年 3 月）

4 心のケア

5 調査・検証・報告・再発防止等

光明小学校 危機管理マニュアルⅠ

令和6（2024）年 4 月 岸和田市教育委員会「危機管理マニュアル作成の手引き」第8版をもとに改訂

令和7（2025）年 4 月 岸和田市教育委員会「危機管理マニュアル作成の手引き」第9版をもとに改訂

令和8（2026）年 4 月 岸和田市教育委員会「危機管理マニュアル作成の手引き」第10版をもとに改訂